

平成 2 9 年 第 3 回 宇 治 田 原 町 議 会 定 例 会

目 次

○第 3 日 (平成 2 9 年 9 月 8 日)

議 事 日 程 (第 3 号)	73
日 程 第 1 一 般 質 問	75
1. 原 田 周 一 議 員	75
2. 松 本 健 治 議 員	84
3. 馬 場 哉 議 員	96

平成29年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年9月8日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 原田周一 議員
2. 松本健治 議員
3. 馬場 哉 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中	修	議員
副議長	1番	谷口	重和	議員
	2番	松本	健治	議員
	3番	垣内	秋弘	議員
	4番	馬場	哉	議員
	5番	浅田	晃弘	議員
	6番	原田	周一	議員
	7番	山本	精	議員
	8番	藤本	英樹	議員
	9番	山内	実貴子	議員
	10番	今西	久美子	議員
	11番	谷口	整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	田中	雅和	君
教育	長	増田	千秋	君
総務部	長	久野村	観光	君

健康福祉部長	光嶋隆君
建設事業部長	野田泰生君
教育部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
税住民課長	長谷川みどり君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
建設環境課長	垣内清文君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	青山公紀君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君
社会教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○6番（原田周一） 改めましておはようございます。

6番、原田周一が通告に従い、質問させていただきます。昨日に引き続き、よろしくお願いたします。

私は過去、防災対策についていろんな視点から質問してきましたが、今回は広域避難場所についてお伺いたします。

7月に発生した北部九州での風水害の被害について、まだ記憶が新しいところですが、その後においても、秋田市など東北地方での豪雨災害、鹿児島県喜界島の50年に一度の集中豪雨など、近年の異常気象による被害が毎日のように報道されています。

本町でも、観光振興計画やお茶のターゲットイヤーにあわせ、町内外から多くの観光客を迎えようとしております。大規模災害が発生した場合の避難場所及び避難所は、それぞれ地域防災計画に福祉避難所として老人福祉センターや町立保健センターなどとともに、避難所として小中学校及び住民体育館など、一時避難場所として各地区公民館や自治会の集会施設などが指定されています。

広域避難場所は小中学校のグラウンドや大規模公園等の公共施設があります。広域避難場所は災害時、地域全体が危険になったときに、身を守るために避難する場所で、一般的には、一時避難場所は地域住民等の集合・待機場所で、一時避難場所に避難した後、さらに大きな広域避難場所への避難が必要となった場合には、集まった人たちみんなが移動することになります。

2008年発表の京都府地震被害想定によりますと、奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯、木津川断層帯、和束谷断層帯地震などでは震度6強と記載されております。

大規模災害が発生した場合に、これらの避難所及び避難場所が必要となりますが、広域避難所や一時避難場所においては、毛布など資機材の準備がされていますが、防災マ

ップを見ますと、浸水想定区域内にかぶるところもあります。

広域避難場所は先ほどの小中学校のグラウンドのほか、銘城台自然公園（2,200人）、てんじんやま公園（8,900人）が指定されていますが、広域避難場所を示す看板などはありません。町内の住民の方でも、てんじんやま公園の場所を尋ねられたことが何度かあります。広域避難場所などの表示、トイレなどの整備について見解をお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 皆さん、おはようございます。

ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

避難場所等につきましては、平成25年6月に改正された災害対策基本法におきまして、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための指定避難所に明確に区別されました。

指定緊急避難場所は災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所で、風水害時の避難場所として住民体育館をはじめ6カ所、地震災害時の避難場所として各小中学校グラウンドをはじめ9カ所を指定しています。

指定避難所は災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、また、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、中学校をはじめ6カ所を指定しています。

また、福祉避難所は、災害時に一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たちに配慮した施設としてやすらぎ荘をはじめ4カ所を指定しています。

一時避難場所はこれまでの経緯も踏まえ、一時的に避難する場所（集合場所等）として、そのまま各地域の公民館等を位置づけたところでございます。

ご質問の避難場所等の看板、表示につきましては、現在未整備のところにつきまして、今後、それぞれの道路管理者とも協議する中で、案内看板の設置に向け取り組んでまいりたいと存じます。

なお、トイレの施設整備につきましては、常設は維持管理の面から難しいと考えるところであり、災害発生時等における緊急時には臨時的な対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、広域避難場所についての2回目の質問をいたします。

ただいま、避難場所の看板などの表示については、道路管理者と協議して案内看板を整備するとの答弁をいただきました。

先ほども申し上げましたが、避難場所である公園の場所をご存じない方もおられますので、避難場所がわからなくて逃げおくれたということがないように、一刻も早く看板の整備をよろしくお願いいたします。

さて、大規模災害が発生した場合、飲料水の確保は住民の生命を守る上でも非常に重要だと考えます。先ほども述べましたが、銘城台自然公園（2, 200人）、てんじんやま公園（8, 900人）が指定されていますが、銘城台自然公園では水道の蛇口が3カ所、またてんじんやま公園では1カ所しかありません。

一般的に、災害時には1人当たり1日最低3リッターの飲料水が必要と言われております。広域避難場所である住民グラウンドは浸水想定地域内のため、銘城台自然公園やてんじんやま公園などの広域避難場所に住民が避難することが想定されます。その際、大規模地震や風水害が発生し、銘城台自然公園やてんじんやま公園などの広域避難場所に住民が避難してきた場合には、どのように飲料水を供給されようとしているのか、お尋ねいたします。

飲料水に加え、先ほど示した人数は最大値であります。避難者が数千人規模になった場合、地区自主防災会は横のつながりがいないために、どのような対応をすればいいか懸念されるところであります。

災害はいつ発生するかわかりません。常日ごろから最悪の事態想定のもとでのシミュレーションが必要と思います。行政主導で各地区連携や研修会などを通じてのマニュアルづくりなど必要ではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 大規模災害により、水道施設が破損した場合などは、地域防災計画の給水計画に基づき、飲料水の確保と応急給水を実施することとしております。

現在、町内にあります12の配水池のうち、中央配水池804トン、長山配水池846トン、工業団地配水池546トン、緑苑坂配水池919トン、以上の施設に緊急遮断弁が設置されており、この4配水池によりまして飲料水を確保します。

また、避難場所への応急給水は給水必要量を迅速に把握する中で、あらかじめ給水時間や給水場所を広報し、給水タンク車による運搬給水により給水を実施します。

なお、大規模災害が発生した場合には、広範囲にわたって給水が必要となることが想

定されることから、普段から住民の皆さんにご理解を求め、1人1日3リットルを目安に3日分程度の飲料水をみずから備蓄されることが重要と考えますので、町の広報紙や防災マップの啓発面等を利用する中で、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

また、避難者が数千人規模になった場合の横のつながり、各地域の連携は防災・減災を図る上で、非常に重要であると認識しております。本町では必要に応じて地域自主防災会連絡会議の開催や、10月の区長会に合わせ、区・自治会の三役を対象に研修会を実施し、避難所の開設運営や山の防災などの研修会により、理解を深めていただき、その中で、各区の連携も図っていただいているところでございます。

今後につきましても、各区、自治会におられる防災士を対象にした研修会や意見交換会などを通じて、地域同士の連携を強め、大規模災害に強い安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） ただいまの答弁で、大規模災害に強い安心・安全なまちづくりを進めていきたいとの答弁ですので、9,400の住民の安心・安全のためにも、一刻も早い機会に看板設置や研修会の実施を強く要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、2問目の防災公園についてであります。

住民の安心・安全面から新庁舎建設計画において、2ヘクタールの敷地に防災公園の整備が発表されました。2ヘクタールの全てが公園ではなく、調整池の整備などもあわせて計画されているようですが、防災面から、残りの公園整備についてお尋ねいたします。

先ほどの質問でも申し上げたように、公園整備後、広域避難場所になると思いますが、いかがでしょうか。大規模災害が発生した場合、町内住民はもとより、他市町村、もしくは府から避難者の受け入れを求められた場合、指定避難所が災害により使用不能になった場合、天幕など仮設対応されると思いますが、長期にわたる避難が発生した場合、避難者の生活の場として、仮設の住宅建設なども想定されます。

その際、現予定地は砂利採取跡地の埋立地であることから、建設資材や重機の搬入など、相当の重量がある車両をはじめ、当該の公園に出入りすることになります。過日3カ所のボーリング調査の結果が発表されましたが、土壌の安定性はいかがですか、見解をお聞きします。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ご質問の都市公園の広域避難場所としての指定でございますが、平時は子育て世代同士の交流や家族が気軽に集える場としてご利用いただき、風水害や地震災害時には避難場所として利用いただけるよう考えているところであり、整備後、広域避難場所としての指定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、土壌の安定性についてですが、現在、都市公園の整備の方向性を示す基本計画を策定中ではありますが、新庁舎は災害対策本部となることから、庁舎駐車場を含め、現防災計画において位置づけられている住民体育館及び住民グラウンドと同じく、救援活動拠点となることが想定されるところでございます。

ご質問のように、仮設住宅の重機の搬入といったことも想定はされるところでありますが、まずは救援活動拠点として自衛隊や広域消防、救助の集結拠点、物資の搬入・搬出、大型車両の駐車スペースといった利用想定箇所に、これら重量車両等に耐え得るだけの耐圧路盤等を施すことによって、土壌の安定性は確保できることとなりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） ただいまの答弁で、平時は子育て世代同士の交流や家族が集える場所としての利用、災害発生時には避難場所として整備後、広域避難場所としての考えを示されました。

1問目の質問でも述べましたが、同じ都市公園のてんじんやま公園では、散水栓は2カ所あるものの、水道蛇口は1カ所のみであるため、計画中の新公園では、昨日山内議員から提案もありましたが、小さいお子さんや家族が集える場所として、それらの施設整備を図られるよう、私からも改めて要望しておきます。

次に、土壌の安定性の件ですが、現予定地は砂利採取跡地の埋立地であることから、大雨などの際には、公園が広いため、土中への浸透の懸念を示す一部の方の声があります。緑苑坂のように全てがアスファルト舗装ですと、地中に浸透することは少なく、調整池のほうへ流れますが、当該公園は埋立地であることから、地盤が軟弱になるとの声です。山の場合は木々があり、保水性が保たれますが、広い公園ですと、一部浸透があるものの表面を伝って調整池のほうへ流れると理解していますが、いかがでしょうか。

この公園は救援活動拠点として自衛隊や広域消防、救助の集結拠点としての機能も想定され、これらの利用想定箇所には重量車両などに耐えるだけの耐圧路盤を施すことに

より、土壌の安定性は確保できるとのお答えですので、一応安堵をしております。

また、都市公園のため駐車場の整備も必要で、その際、当然消火栓の設置も計画されていくと思いますが、防災の先進地では、消火栓に水道の蛇口を併設し、緊急事態の場合には飲料水として対応できるように整備されているところもあるようです。担当課の今後の整備計画などお聞かせください。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 降雨時の都市公園における土中への水の浸透による地盤の軟弱化についてのご質問ですが、土壌調査の結果として、透水性にはすぐれており、心配はいたしておりません。また、液状化の心配につきましても、発生の要因である地下水位も調査結果としてありませんので、大丈夫であると判断いたしております。

また、大雨や集中豪雨時の雨水の流出ですが、議員ご指摘のとおり、浸透はあるものの、表面を伝い調整池へ流れることとなります。ご承知のとおり、調整池は集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある雨水を河川に入る前に一時的にためる池でありまして、その後、徐々に放流させ局地的な氾濫を抑える機能がございます。

設置する調整池の規模につきましては、治水協議として京都府と相談する中で、住民の方々にご安心いただけるよう検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、有事の際の飲料水の供給についてでございますが、駐車場に消火栓を設置するか否かにつきましては検討事項といたしましても、水道管が被災していない場合には、道路上に設置を予定します消火栓からホースを使用しながらカランが多数ある器材を接続すれば、同時に多人数への給水が可能となりますので、こうした器材の整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。

しかし、水道管自体が被災していますと、復旧まで給水が不能となりますことから、例えば耐震性貯水槽と造水機の設置を考えるなど検討する必要があると認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、都市公園整備事業につきましては、現在、基本計画を策定中ですので、この点につきましても検討し、方向性を決めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） ただいまの答弁で、公園整備のこと、また土壌に対する安定性など

おおむね理解いたしました。

担当課におかれましては、住民の安心・安全を守る意味からも、一刻も早い公園整備の完成を願っております。

最後に、町長は日ごろから住宅の安心・安全を守る必要性を強調されていますが、再度、この事業にける思いをお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 防災公園についてということですが、先ほどもご答弁がありましたように、町内には都市公園並びに児童公園がありますが、子ども・子育て支援事業計画や第5次まちづくり総合計画の策定の際に、子どもの遊び場、親子や3世代の交流の場、そして子育て世代同士の悩み相談や情報共有できる場として、安心・安全な中核的な総合公園の整備を望まれる声をたくさんお聞きいたしました。近くに役場があり、子育て支援センター等があり、室内でも屋外でも安心してお子様と過ごしていただける公園の整備が必要であると感じたところでございます。

その上で、防災対策本部として新庁舎に隣接し、災害が予測される気象状況時や、また災害発生時には防災機能を有した公園として、避難地や救護活動の拠点として活用できるよう整備することが住民の方々の安心につながり、また本町の防災力の向上、災害に強いまちづくりを推進することができるかと判断し、計画どおり事業を進めてまいり所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 防災機能を有した公園として整備することが住民の安心につながり、災害に強いまちづくりを推進するとのお答えでありました。町長として9,400の住民の安心・安全のため、強いリーダーシップのもと、早期に事業の完成することを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、3問目の山林の間伐についてお尋ねいたします。

先日の九州北部の朝倉市をはじめとした土砂災害については、流木が大きな被害をもたらした映像は衝撃的なものでありました。

過日、私は水資源確保の観点から、民有林の間伐についてお尋ねいたしました。本町の森林状況は、森林面積4,386ヘクタールのうち、天然林は1,855ヘクタールで42.3%、人工林は2,531ヘクタールで57.7%であります。以前、人工林のうち、町有林については毎年6ヘクタール間伐を行っているとのことで、民有林につ

いては町森林組合が調査をし、森林管理の指導、協議を行い、間伐などの整備を進めているとの答弁でございました。

先ほどの流木などによる土砂災害は未間伐による要因、また切り出された材木の急斜面への放置などが大きな原因の一つと考えるとの専門家の意見もあります。急傾斜地などをはじめとした間伐の状況、その処理についてどうなっているのか。またその後、民有林について森林管理の指導、協議について現状もお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 山林の間伐は残された木の根張りをよくし、木材の品質向上や山林の災害を未然に防止することも含めて実施するものでございます。

町内の山林面積中、公有林3%、各地区生産森林組合含む民有林が97%の割合で、近年の間伐の状況といたしましては、平成27年度は102ヘクタールの間伐を実施し、150立米を搬出いたしました。平成28年度は84ヘクタールの間伐を実施し、80立米を搬出いたしました。

なお、間伐の搬出についてはほとんどが公有林であり、民有林については採算性を考えられ、多くは切り捨て間伐で実施されております。

現在、民有林の間伐については町森林組合が中心となって、町内外を含め組合員全員に間伐の実施要領や、それに対する補助の内容を送付し間伐を推進することや、過去の間伐実績データをもとに、直接森林所有者に間伐を進めております。

また、森林組合の下部組織の山の活用を考える会が発行する会誌におきましても、間伐の必要性と補助制度の内容について掲載して、間伐を進めております。

また、町といたしましても、切り捨て間伐については、降雨時の流木等につながる危険性から間伐材を搬出するよう、また溪流等に切り捨て間伐を放置しないように、森林組合に指導しているところでございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、ただいまの山林間伐についての2回目の質問をいたします。

間伐の状況については、28年度は84ヘクタール、80立方メートルを搬出されたとのことですが、間伐の搬出はほとんどが公有林であり、民有林については採算性の問題から、その多くは切り捨て間伐で実施されているとの現状であるとの答弁でございました。

町の森林面積のうち、人工林は57.7%で、昭和28年8月14日未明発生 of 南山

城水害では、死者をも含む大きな被害が出たとのことでした。50周年誌の記事によりますと、先人たちは河川改修や植林をはじめとする治山治水対策に全力で取り組んだとの記載でありました。

私はこの宇治田原にお世話になってまだ十数年しかたちませんが、この自然豊かな景色は先人のご苦勞のたまものと思います。しかしながら、一方では、防災マップを見ると、土砂災害区域が多く見られるのも事実であります。

戦後、国策で植林された針葉樹林は、木材価格の低迷などにより、その多くが放置されているのが我が国の現状でもあります。ナラ、クヌギなどをはじめとする広葉樹林では、根張りもさることながら保水性にもすぐれていると言われていています。

幸いにも、本町では70%の森林面積があるものの、民有林の中でも、各地域の生産森林組合が所有されている山林については、定期的の間伐処理がされているとのことでした。また、町森林組合が中心となって、町内外を含めた組合員に、過去実績をもとに間伐の指導を含め、補助制度などの啓発活動もしているとの答弁でした。

町外所有者で財産権を引き継ぎ、本人はその山の存在も知らないとの声も聞いたことがあります。間伐が進まない要因として、費用面の問題が大きく影響しているのではと思います。現状の国・府などの補助金交付だけでは、間伐、切り出しが余り進まない現状であると考えますが、いかがでしょうか。

大規模災害が発生すると、その修復のため、多大な費用を出費することになります。また、川からの取水権がない本町では、山からの浸透した地下水に頼っています。民有林の間伐促進を図る意味から、町独自の補助制度の拡充なども必要ではないのでしょうか、担当課の見解をお聞きします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 議員ご指摘のとおり、本町にとって森林の管理につきましては、町の水源確保のため、水源涵養や防災面を含めて、本町にとっては大変重要なものであると考えております。

また、森林の間伐につきましては、さきの質問でもご答弁いたしましたが、本町森林組合が計画的に進めておりますが、搬出間伐については木材を山から持ち出す経費が必要となるため、切り捨て間伐を実施されている状態でございますが、本町といたしましては、今後においても搬出間伐の実施と溪流等への切り捨て間伐の放置がないよう、指導してまいりたいと考えております。

現在、本町では林家が国・京都府の補助事業により、間伐や間伐材の搬出を実施する

場合や、森林施業路を開設する場合に、補助率を定めて補助を行い、事業を実施しているところがございます。

ご質問の町独自の補助制度の拡充につきましては、今後、関係者等と現在の補助事業を検証する中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 昨日の藤本議員からの指摘もありましたように、森林の整備、保全を図ることは、本町の歴史、景観を守る意味からも大変重要と考えます。いろいろな補助金、町独自の制度などを通じて、住民に安心・安全のため山の管理について、整備、保全を進めていただきますよう強く求めまして、私の質問を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

続きまして、松本健治君の一般質問を許します。松本君。

○2番（松本健治） それでは、議席ナンバー2番の松本健治が通告に従い、一般質問を行います。内容的には地域創生関連が2件、そして喫煙と健康問題が1件、計3件でございます。よろしくお願いをいたします。

まず1点目でございますが、地域創生総合戦略の関連で、移住・定住対策についてご質問申し上げたいというふうに思います。

私は本年の3月の定例会において、地域創生総合戦略の主に移住・定住対策の取り組みについて、本町が比較的恵まれた環境であったことから、いろいろな施策の着手におくれをとっているとして、早急にワンストップでの移住相談窓口やフォロー活動を実施するよう求めて質問させていただきました。

田中副町長のご答弁では、本町の組織・人員体制から現状を見たとき、多様化・複雑化する住民ニーズや国・府からの権限移譲等により、各職員が担当する業務は増加、広範化の一方であり、移住・定住に関する専任の部署や職員を設けるまでに至っていないと、こういうことございました。

しかし、移住・定住対策などさまざまな行政需要に的確に対応するため、部制の導入による各課間の横断的な連携強化を図るとともに、平成29年度においても本町の人口減少対策の重要施策の柱であることを認識の上、人員体制も含め協議したいとのご答弁をいただいたところでございます。

本町議会においても、7月には総務建設常任委員会で和歌山県内の先進地2町の視察

研修を行いました。和歌山県の積極的なスタンスもあり、町と強く連携した取り組みがあつて、残念ながら本町は10年ぐらいのおくれを感じました。それだけ視察地が厳しい過疎化による人口の減少傾向にあつたわけですが、京都府内や本町においても、今日では全く楽観視できないほどの事態に立ち至っていると言えます。データでは、平成25年からの5年間の人口推移でも年間5%前後の人口減少が見られております。

その後の状況をどのように判断されているのか、町当局のご所見をお示しいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（田中 修） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 本町の未来づくりとも言えます移住・定住対策は、町長が日ごろより述べております最重要三本柱の取り組みの一つといたしまして、ハード整備を中心とする道づくり及び拠点づくりと相互に関連させ進めてまいっているところでございます。

その重要性、そしてさきの議会でのご意見も踏まえまして、本年4月の定期人事異動におきましては、移住・定住施策を担当する企画財政課に管理職員を含めた人員の増が図られたところであります。

また、ご指摘のとおり、過疎地域という状況にまでは至っておりませんものの、本町においても例外なく人口減少傾向は進んでおります。移住・定住への取り組みはまさしく待ったなしの状況であり、本町における人口減少対策と地域創生のためのまち・ひと・しごと創生総合戦略及び町の将来像を定める第5次まちづくり総合計画に基づき、移住・定住対策を強力に進めることの重要性を再認識するところでございます。

こうした認識のもと、今年度におきましては、先ほど述べました町役場組織内の人員体制の充実に加え、他市町村からの移住の動機づけを図るため、空き家や新築住宅を取得し、移住された方に対する本町独自の「ハートのまち」移住定住奨励金や移住・定住者を新規に正規雇用した企業に対して、転居費用及び住居費用等の一部を支援する制度を創設いたしました。

また、総合戦略に基づく移住・定住の受け皿づくりのため、京都府宅地建物取引業協会との協力協定のもと、本町独自の空き家バンク制度をスタートさせたほか、この6月には町内のほぼ全域となる地域について、京都府移住促進条例に基づく移住促進特別区域の指定を受け、町内の空き家と耕作放棄地を一体的に活用する移住者に対する多くの支援メニューを開始したところでございます。

さらに、こういった本町が独自に取り組んでおります移住・定住対策や、これまでか

ら実施しております地域性を生かした他市町村より手厚い子育て支援といった情報をより多くの方々に知っていただくため、町ホームページに移住・定住の特設ページを設けましたとともに、今年度におきましては、本町が連携協力包括協定を締結しております京都府立大学との連携のもと、本町のいいところを移住希望者向けに発信するハンドブックの作成にも取り組んでいるところでございます。

このように、本町においては、地域創生総合戦略に基づき、さまざまな移住・定住対策をパッケージで組み合わせて実施することにより、多世代にわたり住んでよしのまちづくりを進めているものと認識しております。

緒についたばかりの取り組みもございしますが、引き続きその重要性の認識のもと、各種事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 今、奥谷課長からその後の状況として、他市町村からの移住の動機づけとして移住奨励金や正規に雇用した企業に対する転居、住宅費用などの一部支援する制度の創設、空き家バンクのスタート、府からの移住特区の指定を受け、空き家と耕作放棄地を一体的に運用する支援メニュー、各種の情報発信、本町の各施策とパッケージとして移住・定住対策に取り組んでいるとのことでございます。

さて、次に、今お話しのとおり、各種の移住・定住促進事業などについて、担当部門といえますか、担当者に大変ご努力いただき、この点については敬意を表するところではありますが、メニューはそろえていただいておりますが、ややもすると制度をそろえて待ちのスタンスになることもございます。早急にこの際ワンストップ、ワンストップパーソンという場合もございしますが、その担当職員を配置するとともに、地域住民や先輩住民で構成する受け入れ組織を設置し、官民合同での組織の立ち上げにより、本格的な取り組みをしてはと思います。

ちなみに、先ほどの視察いたしました和歌山県では、所属する部門、部署長は当然おられますが、2町とも比較的若い職員、ワンストップパーソンでございしますが、熱意を持って移住・定住に関する担当をされていたのが強く印象に残っております。町当局のご所見はこの点いかなものかということでお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 久野村総務部長。

○総務部長（久野村観光） ご指摘のとおり、先ほどの空き家バンクを例に挙げましても、空き家の登録と公表だけを行うのでは、単なる制度構築とその運用だけになってしまい

ます。このため、民間事業者を介した専門的なコーディネートに加え、町職員が本町に移住を希望された方へのおもてなしの心のもと、丁寧な対応と、その後のフォローを行うものでなければならないと考えております。

実際に、本町では空き家バンクに登録された移住希望者に対し、担当課の職員が窓口となり、町内空き家の紹介や本町ならではの地域性、他市町村よりも手厚く行っております支援策などの周知とあわせて、きめ細やかな情報提供と相談を行いつつ、支援を進めておるところでございます。

また、京都府からの移住促進特別区域の指定に前後し、京都府が大阪、東京、京都に開設しております移住相談窓口に常駐するアドバイザー京都移住コンシェルジュとの連携により、移住希望者の窓口をさらに広げるとともに、コンシェルジュと町職員がタッグを組んだ移住希望者への伴走支援を、今まさに進めている事例もございます。

一方、先般議会のほうでご視察に赴かれた先のように、他市町村では、地域住民や先輩移住者等による住民主体の組織が立ち上がり、積極的な移住・定住への取り組みをされているところがあると把握しております。

本町のさまざまな移住への支援制度を活用し、移住される方にずっと定住していただくためには、本町の地域性を深く知っていただき、ここ宇治田原町のファンになっていただくことが不可欠と捉まえております。

京都府の移住促進特別区域内においても、単に移住者向けの財政的な支援制度だけでなく、地域が行う移住者受け入れ活動への支援メニューも設けられているなど、移住から定住へとつなげるためには、地域住民の機運の盛り上がりと主体的な協力体制の構築が重要視されているところであります。

こうしたことから、ご指摘の官民合同組織という形は移住・定住に非常に有効な取り組みの一つとして認識するところであり、地域と職員が一体となり移住・定住に取り組む形のあり方を模索してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいま、久野村部長からは、移住から定住に向けての官民合同の組織は非常に有効な取り組みの一つとして認識しており、地域と職員が一体となり取り組む形を模索したいとのことでもございました。調査研究ばかりでなく、実践にぜひつなげていただきたいというふうに思っております。

さきに申し上げた視察先の自治体では、この10年間で大きな住宅開発でないところで60世帯、120名を超える方々の移住があったとお聞きをいたしました。一面少な

いようであります。傾向としては、減少一途の中ですばらしい成果であると言えます。

中でも、年齢的には40歳代の働き盛りの方の移住が多くなっているようでございます。単に移住を勧める一方のための動きだけではなくて、ゆっくり時間をかけて何回も職員や受け入れ組織や地域の状況も把握して、ご本人、ご家族が納得して移住してもらうことをポイントに置いているとのことでもございました。このことが長い目で見て定住につながるなど、移住後の問題発生が少なくなっているようでもあります。したがって、セクションごとに対応するより、ワンストップでの対応がこの種の事業では適していると判断できるとのことでもございます。

制度的には形は整ったと言えますが、先ほど申し上げましたように、次なるステップとして再度申し上げますが、ワンストップでの職員の対応と地域住民と一体となった仕組みづくり、受け入れ組織の設置などを構築することが大切であり、ぜひ実現させていただきたいと思っております。ご所見はいかがでございましょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 冒頭に担当課長が申し上げましたとおり、本町における移住対策は待ったなしでありますことから、役場組織を含む体制につきましては、直ちに取り組むことの重要性、また柔軟な体制変更が必要と重々認識しているところでありますが、一方で移住・定住対策のみならず、多様化・複雑化する住民ニーズや国・府からの権限移譲等により、各職員が担当する業務は増加、広範化する一途であることも事実でございます。

こうしたことから、これまでの組織及び職員体制を再検証する中、重要課題と認識する移住・定住対策のほか、町全体としての施策課題を慎重に見定め、ご指摘をいただいておりますワンストップ対応の組織体制の構築を含め、今後も柔軟に必要な改革を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 最後に、どうも、するのかもしれないのか、方向としていつごろに実際に進んでいくのかはつきりしませんが、終わりに、移住・定住対策ではどんな補助金や制度があるのかではなく、長く暮らしやすいまちであるか否かが大切なファクターであり、また特徴的、独自性のある移住・定住施策であることが、移住者にとっては大きな選択肢になっていると言われております。

ポイントをついた重点課題への取り組みのスタンスも重要なところで、人口減少対策はその一つであると思っております。決して他に重要な職務を抱えながら兼務でやれる仕事で

はないというふうに思っております。ぜひ早急に体制を整えていただきたいと、そのことを申し上げてこの質問を終わりたいというふうに思います。

次に、2点目の山を守り・恵みを活かす「まちづくり」についてでございます。

昨日は藤本議員、そして先ほどは原田議員からも、ある面において共通したテーマのお話をいただきました。その内容の後でございますけれども、論点の内容はよく似た内容もありますが、ちょっと中心的な部分が若干違いますので、あえて申し上げておきたいというふうに思います。

山を守り・恵みを活かす「まちづくり」についてであります。周囲を山に囲まれ、78%の森林面積の本町でございます。自然環境のよさは売り物であるとともに、一方では大きな問題を抱えていると言えます。それは木材価格低下で山林の経済、そして経営環境が成り立たないこと。経済効果とともに後継者問題もあって、林業がなりわいとして成り立たない、さらに、ここ数年でにわかになら始めた線状降水帯などによる集中豪雨被害が多い中、本町も放置林が多く、至るところで下流域においてその危険性があります。先ごろの北九州などの豪雨災害では、倒木、流木が押し寄せ、河川の機能が不能となったり、家屋を押し潰したりしており、悲惨な映像が流れていたことが目に焼きついております。

要するに育ててきたはずの樹木が間伐をしていないために光が入らず、根が浅い、強い雨が降れば土石ごと流され、大きな被害が出たことはご承知のとおりでございます。本来の山の恵みを享受することができず、いろいろな意味で弊害だけが目につくようになっております。

私は当町議会のさきの常任委員会でも指摘しておりますが、やはり一般質問において、その取り組みについてただしていきたいと思っております。

まず、そういった現状認識についてどのように判断されているのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご質問いただきました山林の現状につきまして、ご答弁を申し上げます。

昨今の山林を取り巻く情勢は、木材価格の長期低迷などにより林業生産活動が停滞し、山林を適切に管理していくことが困難となりつつあるなど厳しい状況にあります。

また、森林の多くが私有財産であることから、間伐等をはじめとする森林整備の実施は、森林所有者の意欲、意思に委ねられており、補助金等の支援があるものの、採算が

合わないところでは整備がなかなか進まない傾向にあります。

このため、間伐をはじめとする森林整備のおくれが原因で不健康な森林がふえ、公益的機能の低下、そして山林の荒廃が進み、近年の全国的に発生している大雨時においては、山から土砂や木々が流出し、被害が拡大するなどの事例も見受けられ、山林を適正に管理していくことがいかに重要であるかということを確認しているところでもあります。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） お答えいただきましたが、現状認識については本町においても山林はますます荒廃が進み、山林の健康問題的にも、多発する豪雨災害発生の問題においても、私は憂慮すべき事態であると思っています。町当局のご認識と変わらないことを確認させていただきました。

については、その関連として、人材なり木材の活用、そして山の健康、防災対策などとして全国各地100以上の団体で、現在取り組みがされております間伐材等を活用しての木の駅という事業についてご存じか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご質問いただきました木の駅につきましては、森林整備と地域経済の活性化を目的に、山林所有者が山林で放置されている林地残材を木の駅と呼ばれる土場に集め、製紙材料やチップ、まきなどの用途として販売されていると認識しております。

また、木の駅では、森林所有者みずからが林地残材の収集、出荷を行うことで、副業型の林業を提案するとともに、林地残材の買い取りに地元商店でのみ使える利用可能な地域通貨を用いて地域経済の活性化も目指しているところに、その特徴があるのではないかと考えております。近年では、森林を多く保有している山村地域を中心に、地域の実情に即した形の木の駅のシステムが広がりを見せている現状であります。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 今、木の駅についてのお答えをいただきましたとおり、10年ほど前から、全国各地で一つのまちづくりとして森林整備と地域経済の活性化、人材活用などで広がりを見せている取り組みでございます。

山林の現状は、先ほどから申しておりますような状況でございます。大変な状態になっていると言えます。森林組合や生産森林組合、区長会などがここ数年、山林の経営問題や防災問題、さらには山村の活性化、自然保護などの観点から、視察研修をなされております。私もその一人として参加をしてまいりましたが、その中に、長野県や鳥取県

の事例が木の駅としてございました。

本町の場合、他に茶業や野菜、また会社勤めなどでなりわいとしてできることもあり、前向きな取り組みがなされてこなかったところではありますが、このままでは78%の山林が、人間でいう成人病がますます重症になり、私たち住民の生活にも環境にも自然災害的にも看過できないことになると言えます。

したがって、全ての地域でできるものではありませんので、まずは少しでも健全な森林を取り戻すことや防災面や地域の活性化などの視点から、この間伐材を活用する木の駅事業を社会実験としてできないものか、仕組みづくり、そして学習、そして地域や森林組合も含め、行政がサポート役となって、この事業も官民が力を合わせて進められないものか、ぜひその中には、専門家の知恵を拝借しながら、他府県でも取り組まれているように、素人でもメンバーに入らせていただくなど、町外から移住者の活用も含め、ここ数年地域に戻ってこられた元気な団塊の世代以降の皆さんにも参加していただくなど、取り組みを進めていただきたいと思います。その点いかがでしょうか、当局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 議員ご提案の木の駅事業につきましては、先ほど担当課長がご答弁申し上げましたように、環境面、また災害対策、森林経営等をはじめとする地域の活性化全般に寄与することのできる非常に有効な手段の一つではないかと考えるところでございます。

そのような健全な森林をつくる仕組みづくりにつきましては、まず森林所有者のご理解や、また専門的な知識も必要となることから、以前に私も参加をさせていただきました、区長会、生産森林組合連絡協議会の合同研修として視察されました木の駅を立ち上げられた先進的な地区の取り組み状況や、また問題点、課題等の情報収集を行ってまいりたいと考えております。

そのためには、まず関係者や関係機関等により、取り組み可能なことや課題を議論し、社会実験的に始めることが肝要かと考えますことから、町といたしましても、基本的には森林担当である産業観光課が進めることとなりますが、まちづくり全般に関する企画財政課も参画する中、この取り組みに対する支援を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいま、町長から社会実験的に始めることが肝要であり、町としても産業観光課なり、企画財政課でもその内容によって、取り組みの支援を行うと、力強いお言葉ですので、地域の皆さんとともに、官民が協力してのまず社会実験ができればと思います。

繰り返しになりますが、木の駅事業は町当局では担当部局を中心に、人材の発掘、そして木の駅の準備委員会の立ち上げなど、まずやってみることが大切であることを申し上げ、この質問を終わります。

最後の喫煙と健康問題に入りたいと思います。

初めに私ごとを交えて質問いたしますが、関連する事例でもあり、お許しをいただきたいというふうに思います。

平成20年9月9日ですから、ちょうど9年前に身内の者が61歳で亡くなりました。肺がんと診断されたのが、その前の年の8月でございます。その際に、余命半年と診断されたものの、何とか1年と1カ月の壮絶な闘病生活がありました。定期的に健康診断を受けていたものの、肺がんの場合、発症の箇所が見えにくい部分もあるため、既にステージ5となっていました。

途中、インフォームドコンセントに立ち会いましたが、主治医は症状をモニターで見ながら、喫煙が大きく影響しているとのコメントでございました。振り返ると、35年間以上喫煙しておった者でございます。片肺が全く機能していないことが、私にも見てわかりました。喫煙が大きな健康障がいとなることを痛感した一つの身近な事例でございます。

本論になりますが、毎年JTが実施している全国たばこ喫煙者率調査の結果が、ことしの7月に発表されました。それによると、5月時点での全国の喫煙率は男女合計で18.2%となり、ここ9年で6.7%減、男性では28.2%で、同じく10.7%の減、女性は9.0%でございまして、1.2%の減となっているようでございます。

本町では、健やかうじたわら21プランによると、喫煙率は平成26年度暫定値でございすけれども、14.2%、男性は22.8%、女性が6.6%となっております。全国平均からは低位になっているようでございます。

これらの傾向は平成22年の大幅値上げ、平成26年の消費税の引き上げ、主要銘柄の2度の引き上げや、近年では、また電子（加熱）式のたばこが大幅にふえており、従来のたばこが消費減となっている面と、受動喫煙の問題や高齢化及び健康志向の高まり、その関連により、施設内外での規制強化などが大きい影響があったことも要因だと言え

そうです。

さて、喫煙に関してはご承知のとおり、古くから百害あって一利なしと言われるほど、大きな健康阻害要因とされています。世界的にはたばこのパッケージにも明確に、しかもドラスティックな表現で、また活字で健康警告の表示がされています。健康被害では肺がんをはじめ、脳卒中、閉塞性肺疾患、心筋梗塞、妊娠中の問題、子宮外妊娠、早産、死産、受動喫煙の問題など大きな健康問題、そして社会問題となって久しい状況でございます。

しかし、日本ではもともと専売制への配慮やさきに述べたたばこ税との関係もあってか、パッケージも最小限の注意表現でございます。たばこの価格も比較的手に入りやすいものとなっていますが、男性の喫煙率は世界135カ国で63番と中位になっています。しかし、いわゆる先進国といわれる国の多くは、喫煙率はもともと低くなっており、国の施策を指摘していても、なかなか是正はされないところであり、個々の自治体が住民の健康問題としてどう向き合うかを考え、本腰を入れて対応策を講じることが肝要だと思います。

まず、こういったたばこを取り巻く背景について、町当局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） ご質問のたばこを取り巻く背景につきましては、ただいまご説明いただいたとおり、喫煙者本人はもとより、非喫煙者への健康被害や妊娠中の喫煙による胎児への影響など、各国の政府機関や国際機関、研究グループ、国内では国立がん研究センターなどが種々のたばこによる健康影響を報告しているところであり、昨年9月には、厚生労働省が15年ぶりに喫煙の健康影響に関する報告書たばこ白書を改定し、がんだけでなく脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などの疾病と喫煙との因果関係を推定するのに十分としたレベル1の判定をしたところです。

また白書では、日本の受動喫煙対策のおくれや禁煙支援・治療の充実、たばこ製品の健康警告表示の強調、脱たばこ・マスメディアキャンペーンの促進、さらなるたばこ税の引き上げによるたばこの値上げなど、国が取り組むべきさまざまな課題が報告されています。

本町といたしましてはこれらの背景をしっかりと認識し、まずは住民の皆様の健康に直結する課題として、がんをはじめとするさまざまな疾患へのたばこによる影響について、幅広い年代へわかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、妊娠中の喫煙による母体と胎児の双方への影響や、親の喫煙による乳幼児への影響など、さまざまな機会において周知するなど、健康寿命の延伸とまちの宝である子どもたちの健康を守るため、喫煙者も非喫煙者も喫煙のリスクを正しく理解し、互いの健康について考慮し合える環境づくりに向け、取り組むことが重要であると認識しているところでございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいま、立原健康児童課長の答弁で、去年のたばこ白書でがん、脳卒中、心筋梗塞等々の因果関係がレベル1の判定が示されたとのことでもございました。改めて、日本でも健康阻害要因として喫煙の影響を示されたものだと思います。

また、健康寿命の延伸、子どもたちの健康を守るため、喫煙者、非喫煙者も喫煙のリスクを正しく理解し、お互いの健康について考慮し合える環境づくりが重要ということでもございました。全く同感でございます。

さて、次に、本町では健やかうじたわら21プランで種々の目標値を設定されておりますが、平成26年の修正目標値で、平成32年の着地で12%とされております。厳しい数値目標かもしれませんが、現在の喫煙環境からして10%を割り込む目標値でない目標とは言えない、そういうふうに思います。住民の皆さんへの働きかけとともに、健康第一であり、喫煙対策の強化宣言の発信、公共施設内外の敷地内での全面禁煙の徹底、町役場が主導してできることから積極的に取り組むようにしていただき、子どもたちにも影響の大きい受動喫煙対策などにも取り組みをお願いしたいと思います。その点についていかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 平成28年3月の宇治田原町健康増進計画健やかうじたわら21プランの中間評価、見直しにおいて、喫煙している者の割合については、平成22年度のベースラインである19.0%に対し、平成27年度の中間目標値17.0%としていたものが、中間結果14.2%であったため、平成32年度の当初目標値の15.0%を12.0%に下方修正しています。まずはこの目標を確実に達成すべく喫煙対策の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、公共施設での喫煙対策につきましては、町といたしましては、平成23年に喫煙対策検討委員会において、町職員みずからが率先し、意識と行動を変革し、受動喫煙の防止のための取り組みを推進する。また、公共施設、公用車において、努力義務として受動喫煙の防止に努めるところでございます。平成26年におきましても、

再確認のため全職員に周知を行っておるところでございます。なお、現在は受動喫煙防止の観点から、公共施設、公用車での喫煙の防止について、職員に対し徹底を図っているところでございます。

また、東京オリンピックに向けた受動喫煙対策の強化に係る今後の国での議論を踏まえ、本町におきましても、住民の健康管理という観点から、鋭意受動喫煙防止のための必要な対策をさらに講じていくことが必要と認識しているところでありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○２番（松本健治） ただいま、清水課長からのご答弁では、ちょっと私が申し上げました仮称でありましたが、喫煙対策の強化宣言などの発信に対しては全く触れられておりませんでしたけれども、ぜひこういった内容も本町のスタンスとして、健康寿命の延伸や先ほど出ておりました私たちのまちの宝である子どもさんたちの健康を守ることから、何らかの情報発信を明確にお示しいただければというふうに思います。

さて、次の内容でございますが、さきに挙げました肺がんなどの疾患が、体質によって異なるケースや絶対的に喫煙と結びつくものではないかもしれない。誘発する大きな要因であることは、その中でも明らかだと言われています。栄養、運動、休養、生きがいなどに加えて、住民の健康を阻害する要素の一つである喫煙対策には、積極的に取り組むべきと思っております。

健康寿命の延伸も自治体で取り組む重要なところで、平成２６年の京都府内２５市町村のデータによりますと、本町は男性が７８．０歳、女性が８２．４歳となっております。府内で男女とも２２番、すなわちワースト３でございます。

あくまでも一つのデータではありますが、本町の過去の首長が大きな目標として掲げておられた健康寿命日本一のかげ声とは、かなりかけ離れた実態ではないかと思えます。

一方、たばこは当然課税されるわけでございまして、平成１９年には町たばこ税が５，９８０万、平成２８年が６，４３６万円となっております。町財政の貴重な財源の一つとなっていることは言うまでもありません。容易ではありませんが、喫煙が影響する疾病を少しでも回避できれば、医療費の軽減にも寄与することになります。

こういった関連も含めて、健康飲料と言われている日本緑茶発祥の地の本町が、名実ともに全国に健康なまちとなれるようにしたいと思えますが、西谷町長、いかがでございでしょうか。喫煙対策の先頭に立つ覚悟はないか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、松本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

喫煙対策への町長の覚悟はというふうなところでございますけれども、健康寿命の延
伸のために取り組むべき課題は多種多様であります。議員ご指摘のとおり、喫煙対策
は積極的に取り組むべき課題の一つであります。また、たばこ税は貴重な財源でありま
すが、がんや糖尿病などに係る医療費は増大しており、これらの疾病と喫煙との因果関
係が明確とされた現状においては、喫煙対策を推進することによる医療費の抑制は少な
からず期待をできるところでございます。

また、本町は日本緑茶発祥の地であり、健康で長寿のまちとして名をはせることが移
住・定住にもつながっていくと考えられます。まずは、たばこの健康被害についての情
報収集、情報発信をし、認識を促すこと。また、本町の将来を担う子どもたちに喫煙防
止教育の徹底的な実施を行うこと。また、受動喫煙がないよう、徹底した対策を講じる
こと。今後さらに日本緑茶発祥の地にふさわしいたばこの香りではなく、お茶の香りが
漂う、長寿を喜べるまちを目指し、私自身も十二分にその点に熟慮いたしまして、先頭
に立って喫煙対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願
いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいま、西谷町長から先頭に立って喫煙対策に取り組むとの強い
お言葉も聞かせていただきましたが、熟慮してという言葉が入りまして、どのような
かわかりませんが、喫煙者である、またあったかもしれません西谷町長の強いリ
ーダーシップを期待いたしまして、喫煙が全てではありませんが、健康なまち宇治田原
の文字どおりの実現を期待して、私の本定例会での一般質問を終わりたいと思います。
ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、松本健治君の一般質問を終わります。

続きまして、馬場君の一般質問を許します。馬場君。

○4番（馬場 哉） それでは、4番、馬場君が通告に従いまして、質問をさせていただ
きます。

まず1件目、教育施設の一体型整備についてでございます。

本年度内に教育施設の整備スケジュールについて策定をし、施設一体型一貫教育の実

施時期を決定するとの報告が7月の委員会でありました。全庁的に問題整理を行われているところだと思いますが、とりわけ保護者の方々へのお知らせが不十分ではないかと感じています。

町が進める学校施設の整備に向けての考えを、どのような手段でお知らせしていくのか、具体的に報告をお願いいたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 学校施設の整備に向けましては、ただいま議員からございましたとおり、7月の文教厚生常任委員会におきまして、今年度内にスケジュールを策定し、お示ししてまいりたい旨、ご説明申し上げたところでございます。

教育委員の皆様方とも、この方向性については共有させていただいており、積極的な議論を実施するようご指摘もいただいております。

住民の皆様にご説明するためには、諸課題を整理した上で、教育委員会として、また項目によりましては、町長部局との緊密な連携が必要になってまいるものと考えております。

年度内にお示しさせていただくスケジュールにおきまして、どの時期に住民の皆様への説明を実施するかにつきまして位置づけてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

これとは別に、教育委員会におきまして、教育全般にかかわり、その一環として施設のあり方についての考え方をお話しさせていただくことは、ご依頼等ございましたら、対応させていただきたいと考えておりますことをあわせてご答弁させていただきます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 教育委員会において、教育全般の関係とその一環として施設のあり方についての考え方は、依頼があれば対応させていただくことのご答弁でした。保護者の方々が教育について懇談される機会があり、少人数でも依頼があれば対応していただくようお願いをしておきます。

さて、教育施設の整備スケジュール策定の準備と同時進行で、跡地はどうするのか、現在ある施設についても同様に考えていかなければなりません。

例えば老人福祉センターやすらぎ荘は土砂災害想定区域にあり、建築からかなりの年月が経過をしています。総合的な福祉施設を住民に近いところで再構築することも考えられると思います。

いずれにいたしましても、公共施設のマネジメントは部局間の連携を密にし、英知を

結集して検討をしていただきたいと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 学校施設の一体化を進めるに当たり、現施設の跡地利用をどのようにしていくのかは、重要な課題の一つであると認識いたしております。

教育委員会のみでは完結することは困難であり、関係部局間の連携、公共施設マネジメントの観点からも、検討を進める必要があるかと考えております。

住民の皆様をはじめ、各種団体等の活動状況等々を踏まえ、幅広い観点から対応していくべきものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 今後は庁舎跡地も含め、町全体を見渡した上で、住民の方々のご意見もお聞きしながら、関係部局が連携して検討を進めていってください。

では、教育施設の一体化についての質問は終了し、2件目の質問に移らせていただきます。

2件目の質問ですが、新市街地の土地利用計画についてでございます。

新庁舎の完成が平成32年度、現在工事が進行中の新名神高速道路の開通が平成35年です。これから検討が始まる南北線周辺の新市街地、新庁舎周辺のランドデザインについて質問をいたします。

城陽市市辺と井手町多賀にまたがる白坂テクノパーク、そして城陽市東部丘陵と本町周辺で計画的な土地利用が図られております。宇治田原町においても、都市計画マスタープラン、第5次まちづくり総合計画に沿った形でシビックゾーンの整備を進められていくところだと考えるが、指摘したように、近隣の市町で新しい計画が進められている中において、住民サービス機能と産業・工業機能の複合を図りながら、どのような企業、事業所に進出していただくのが町民にとって喜ばしいことであるのか、定住人口をふやすための住宅も建設されるのか、具体的なランドデザインはあるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） 新市街地の土地利用につきましては、平成28年3月策定の第5次まちづくり総合計画において、新市街地創造ゾーンとして働く、遊ぶ、交流するなど複合機能を有した新都市として、付加価値の高いまちづくりを進めることとしており、同年11月策定の都市計画マスタープランにおいても、総合計画との整合を図った土地利用方針をお示したところでございます。

こうした土地利用方針に基づき、今後より具体的な事業展開を目指すわけでございますが、議員ご指摘のとおり、周辺地域での開発動向を見据えながら、本町らしいにぎわいと活力の創出の場となるような都市整備を図れるよう、現在用途地域の見直し作業に取り組んでいるところでございます。

引き続き、土地所有者や住民の皆様のご意見をお聞きする中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ただいまの答弁で手続的なことはよくわかりました。

答弁にありました新市街地創造ゾーンは、第5次まちづくり総合計画では働く、遊ぶ、交流するなど複合機能を有した新都市として、付加価値の高いまちづくりを進めると示されていることや、民間の方の土地であるというのは、もちろん私も理解をしております。

申し上げたいのは、新市街地のインフラ整備を進め、なるべく早い時期に新たなまちづくりへとつなげていかなければならないかということです。新庁舎が完成したにもかかわらず、新市街地の整備が進んでいないというようなことでは困ります。

そのためには、どのような手法が可能なのか、英知を結集し、もっと具体的なグランドデザインを描きながら用途地域の見直し作業を進めていく必要があるのではないかと考えていますが、どのようにお考えでしょうか。

例えば、今後、本町の高齢化、福祉を考えると、看護、介護、保育、療育など医療福祉分野で専門的な知識習得の場である専門学校・大学の地方キャンパスを誘致し、本町や近隣市町の既存施設で実践しながら学べる機会をつくり、そして本町や近隣市町の福祉施設で就労される、これからの社会課題を解決するための人材育成に本町が核となりながら、宇治田原町の周辺でワンストップ完結するような事業モデルを新市街地に構築できないかと考えます。

地域の創生につなげるため、京都府、関係機関とも協議していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） お答えします。

大学や専門学校の誘致については、町内外の若者が本町で学べる機会となるものであり、大変貴重なご提案と認識するところでございます。

若者に宇治田原町を中心とした地域を実践的な学びのフィールドとしていただくこと

は、人材育成のみならず、これからのまちづくりを進める上で、重要な課題と考えます。

持続的なまちづくりを考えると、雇用や新たな税収等、経済効果をもたらす一般の企業誘致とのバランスを考え、新市街地にとらわれず、今後、学びの場はどのようなものが本町にとりふさわしいのか、住民の皆様とともにしっかりと考え、共通認識を持つ必要があると考えるところでございます。

議員ご指摘のとおり、これからの高齢化社会に向け、介護医療分野は社会的需要が高く、生徒数の拡大も見込める分野とは存じますが、京都府や関係機関との協議、また住民の皆様にご意見をいただく中、慎重に可能性を探りたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 医療福祉分野の専門学校・大学の地方キャンパスを誘致してはどの政策提案に対して、学びの場はどのようなものが宇治田原町にとりふさわしいのか、住民の皆様とともにしっかりと考え、共通認識を持つ必要がある。また、京都府や関係機関との協議、住民の皆様にご意見をいただく中で、慎重に可能性を探りたいとのご答弁をいただきました。現在、用途地域の見直し作業が行われております。京都府や関係機関との協議、また住民の皆様のご意見聴取に早急に取り組んでいただくことをお願いしておきます。

これまで新庁舎が新市街地のまちづくりを牽引し、企業進出の起爆剤になるとのフレーズが言われております。思いもしないところへ牽引され、思いもしないものの起爆剤となっては困ります。町が思い描くようなシビック交流拠点に誘導していかなければなりません。

昨今、地域プロモーションとしてのシビックプライドという概念が展開されている都市があります。これはまちに関係する人々、そこで住んだり、働いたり、遊びに来たりする人たちが、そのまちに対して持つ誇りや愛着のことです。

私はこの新市街地を住民の皆様にとって誇りや愛着を持ち、恩恵を受けるようなエリアになるような整備を進めていかなければならないと考えています。そのためには、今、このゾーンのしっかりとしたランドデザインを描くことが早急の課題であると思います。

このまちの将来のターニングゾーンとなる新市街地のランドデザインについて、町長の思いをお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） グランドデザインについてということでございますけれども、新市街地の土地利用については、先ほどご答弁のとおり、本町らしいにぎわいと活力の創出の場となるような用途の見直し作業に入ったところであります。決して業者任せではなく、町が決定する都市計画の観点から、しっかり町のスタンスを示していく所存でございます。

当地区のまちづくりが宇治田原町全体の未来につながるものとの認識に立ち、シビック交流拠点としてふさわしい庁舎や都市公園及びその周辺整備を進めたいと考えており、議員ご指摘のとおり、立地していただく企業についても、住民の皆さんが恩恵を受け、また愛着も感じられるような存在、例えば本町にゆかりのある企業や本町特産のお茶にかかわる企業が立地していただけることになれば、大変望ましい形であり、そうした意味においては、どういった企業を誘導するかといった具体的な政策目標をしっかりと定めた上で、既存の企業立地促進施策の拡充や施策の誘導的な税制度の導入について、税負担の公平、中立性といったバランスを図りつつ、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 答弁ありがとうございます。

用途地域の見直し作業を進めるについて、新市街地のまちづくり目標を、住民の皆様が恩恵を受け、また愛着も感じられるような存在とする認識に立ち、住民の皆様とも共有して、シビック交流ゾーンにふさわしいグランドデザインをしっかりと描いていただければと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、馬場哉君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会します。

次回は9月14日午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散 会 午前 1 1 時 5 3 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 山 本 精